

議案第 6 5 号

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 3 号中「附則第 2 0 条第 1 項」を「附則第 2 7 条第 1 項」に、「附則第 3 条第 1 項」を「附則第 1 0 条第 1 項」に改める。

第 7 条第 2 項第 3 号及び第 7 4 条第 2 項第 3 号中「附則第 2 0 条第 1 項」を「附則第 2 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。